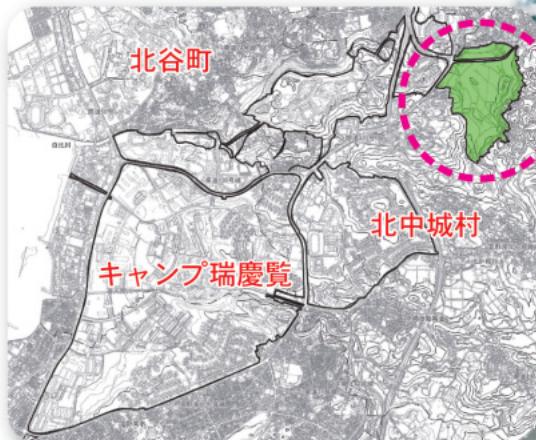




はいさい



泡瀬ゴルフ場の返還 (約46.8ha)



目次 CONTENT

米軍泡瀬ゴルフ場 7月31日返還	2	駐留軍施設の用地買収	9
県内企業の工事受注機会拡大と実績	4	第7回防衛セミナー	10
沖縄県建設業協会との意見交換会	5	防衛施設周辺対策事業	11
平成22年度入札監視委員会開催	6	県産品奨励月間実行委員会来局	11
米軍基地内松くい虫対策	7	優秀工事顕彰	12
駐留軍用地特措法の手続き	8	お知らせ	12

米軍泡瀬ゴルフ場は7月31日に返還されました!

北中城村に所在する米軍泡瀬ゴルフ場の返還は7月31日に実現しました。
このページでは、返還経緯や今後の予定などを紹介します。



- 返還面積：約46.8ha
- 土地所有者数：375名(6月30日現在)

■泡瀬ゴルフ場の返還経緯

- 泡瀬ゴルフ場の返還は、昭和63年の沖縄県知事の返還要請を踏まえ日米間で在沖米軍施設・区域の整理・統合が検討され、平成2年6月の日米合同委員会で、返還に向けて手続きを進めることができたのが合意された23事案^{*}の一つです。
- 平成2年6月の日米合同委員会合意後、日米間及び関係自治体との調整などを行った結果、沖縄市、旧具志川市及び旧石川市より施設受入れの同意を得たことから、平成8年3月の日米合同委員会で、同ゴルフ場を嘉手納弾薬庫地区(旧東恩納弾薬庫地区)へ移設した後に返還することが合意されました。

※23事案

- 平成2年6月の日米合同委員会において、返還に向け日米双方で所要の手続きを進めることができた17施設23事案、総返還予定面積約1,021haのことです。
- これまでに16施設18事案、約765haが返還(平成19年3月31日現在)されています。
- 主な施設としては北谷町のキャンプ桑江北側(約38ha)や恩納村の恩納通信所(約62ha)などがあります。

■新ゴルフ場の移設概要

- 移設先の新ゴルフ場(タイヨウゴルフコース)は、沖縄県の環境影響評価条例に基づき、平成13年12月から平成16年11月まで環境影響評価手続きを実施し、昨年12月末に移設工事を完了しました。
- その後、米側への提供手続きを行い、本年2月下旬から米軍による使用が開始されています。



施設名		タイヨウゴルフコース
面積	コース等	約35.7ha
	緑地等含む	約170.7ha
ホール数	18ホール(par72)	
距離		6,636yards

担当者から

- 泡瀬ゴルフ場は、平成2年の日米合同委員会合意において、移設先の嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区）における残余の土地（新ゴルフ場以外の土地）と同時に返還を行うとされていました。
- 昨年8月と11月に、うるま市及び地主会より嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区）における一部土地の継続使用及び返還延期の要請があり、日米間においては泡瀬ゴルフ場と嘉手納弾薬庫地区のゴルフ場以外の土地の返還時期を切り離して、返還手続きを進める調整を行ってきました。
- 日米間の調整に時間がかかりましたが、地元の強い要望である泡瀬ゴルフ場の返還が7月31日に実現でき、ホッとしています。



(連絡調整室 仲村 和、名城美穂)



返還説明会

- 7月23日に北中城村中央公民館で土地所有者を対象に返還説明会を開催しました。約160名が参加され、返還給付金制度、返還財産補償制度、返還スケジュール等について説明を行いました。



返還説明会の様子

返還後の作業

- 泡瀬ゴルフ場が返還されたことから、看板の掛け替えや業者による地形測量等の作業が行われています。



局職員による看板の掛け替え



地形測量

当局では、今後、泡瀬ゴルフ場内の物件撤去及び原状回復作業※を行い、速やかに土地所有者等への引き渡しを行いたいと考えております。

※物件撤去及び原状回復作業として行う主なもの

- ①地形測量、②磁気探査、③建物及び工作物の撤去に係る調査設計、④撤去工事(建物、防球ネット、アスファルト舗装、埋設管等)、⑤土壤汚染調査(建物周辺)及び汚染が判明した場合の処理

県内企業の工事受注機会拡大と実績

沖縄防衛局における建設工事の発注については、入札の公平性、透明性、競争性を確保するため、平成19年7月から原則として一般競争入札を、また、平成20年度からは、全ての工事を対象として一般競争入札総合評価方式を採用しているところであります。

沖縄県知事等からの県内企業の受注機会の確保に係る要請を踏まえ、当局として県内企業の受注機会の拡大等措置として、平成20年10月から次の施策を実施しております。

○施策の内容

- ①分離発注の検討
- ②総合評価方式での評価項目の見直し
- ③競争参加資格の緩和

沖縄防衛局における平成21年度工事発注について県内企業の受注実績は、総契約件数66件のうち、件数で58件、金額で約78億円、全体に占める割合は、件数で88%、金額で約72%でした。

また、平成21年度における県内企業の入札参加総数は、延べ528社（工事1件当たり平均8社）となっております。

過去3年間における建設工事受注実績

		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		県外企業	県内企業	県外企業	県内企業	県外企業	県内企業
契約件数	件数 (件)	24	81	16	83	8	58
	県内企業 受注率 (%)	77%		84%		88%	
契約金額	金額 (億円)	148	117	56	126	30	78
	県内企業 受注率 (%)	44%		69%		72%	

なお、平成22年度における総合評価方式の主な見直し点は、評価項目の社会的要件に、不発弾処理対策の実績を追加しています。

当局としては、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で、県内企業受注機会の確保に努めて参りますので、皆様方の積極的な入札参加を期待しております。

建設工事の契約保証

契約保証の種類について

契約保証には金銭的保証と役務的保証があります。

①金錢的保証

保証金（一般的に契約金額の10分の1）を支払うことで処理するものです。

この場合、残工事を完成させるためには改めての予算措置及び入札手続きが必要となるため残工事の完成が大きく遅れます。

②役務的保証

保証会社が代替履行業者を選定し残工事を完成させるもので、金錢的保証とは異なり新たな予算措置等を必要としないため残工事の完成が大きく遅れることはございません。

防衛省の契約保証について

請負者の契約不履行（倒産等）が生じた場合、金銭的保証では新たに予算の確保が必要となり、それだけでも1年以上の期間を要します。その結果、契約不履行が生じた工事の完成が大きく遅延するばかりでなく、関連する他の工事等も大きく遅延する事態にもなりかねません。そのような事態が生じた場合、当省が発注する建設工事は、自衛隊及び在日米軍の運用に供するものであることから、その運用に多大な影響を与える結果となります。

このため、契約不履行となった場合、残工事の早期履行を確保する必要があることから、他機関が金銭的保証を採用しているのに対して当省は役務的保証が可能な履行ボンドを採用しています。

保証割合について

履行ボンドの場合でも必ずしも役務的保証に限定されるわけではなく金銭保証も選択できることとなっており、どちらを選択するかは保証会社に委ねられています。

この履行ボンドは、保証割合が低いほど保証会社は金銭的保証を選択する可能性が高くなるため、発注者として役務的保証を期待するためには保証割合を高く設定する必要があるとされています。

この割合については、契約金額の10分の3よりも大きい損害額が生じることは経験則上ほとんどないことがから、中央建設業審議会も「公共工事標準請負契約約款」において10分の3という保証割合を示しており、それを踏まえ当省としても10分の3としています。しかしながら当局としてはこの保証割合については最新の保証会社のデータも参考にし、今後も検討していきたいと考えております。

沖縄県建設業協会との意見交換会の実施について

去る6月11日（金）沖縄防衛局において、沖縄防衛局と沖縄県建設業協会との意見交換会を開催しました。当日は沖縄防衛局側からは、川合明調達部長ほか9名、協会側からは下地米蔵副会長ほか11名が出席しました。

冒頭の挨拶で、川合調達部長は「沖縄県建設業協会の皆様におかれましては、日頃より防衛行政にご理解とご協力を賜り、たいへん感謝申し上げます。日頃感じられておられることについて、ぎくばらんに意見交換を行い、お互いにとって有意義なものにしたい」と述べ、続いて下地副会長は「沖縄防衛局の県内優先発注の取り組みに感謝している。これからも防衛局の工事に積極的に協力していきたいと思っており、今後とも県内企業の受注機会の拡大を推進していただきたい」との挨拶がありました。



沖縄防衛局調達部長挨拶

意見交換では、協会側から提出された議題、「①契約保証について」、「②設計変更に関する問題について」、「③入札時における問題について」、「④ファイナル検査について」、「⑤工事期間について」、「⑥協議等の回答について」の6項目について討議しました。

また、当局からは入札制度についての説明を行い、今後も意見交換会等の機会を増やし、お互いの意思疎通を図っていくこととした。



沖縄県建設業協会副会長挨拶

平成22年度第1回目の入札監視委員会を開催

沖縄防衛局では去る6月8日に平成22年度第1回目の「沖縄防衛局入札監視委員会」を開催しました。

入札監視委員会ってなに？

防衛省では、地方防衛局等が発注する建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、第三者で構成される「公正入札調査会議」を本省に、また「入札監視委員会」を各地方防衛局に設置しています。

どういう人が委員なの？

さまざまな分野で活躍される有識者に委員をお願いしていますが、沖縄防衛局入札監視委員会の現在の委員は大学名誉教授、大学教授、銀行監査役、弁護士、公認会計士の5名です。

どういうものを監視するの？

沖縄防衛局及び沖縄に所在する陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊が発注した建設工事、コンサルタント業務、物品、役務などについて、入札に参加するための資格設定の経緯、入札に参加する者の指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約（簡単に言えば特定の者との契約）の相手方選定の経緯等についてそれが適正であるかどうか、また、談合情報が寄せられた場合にはその対応などについて審議します。

年に何回開催するの？

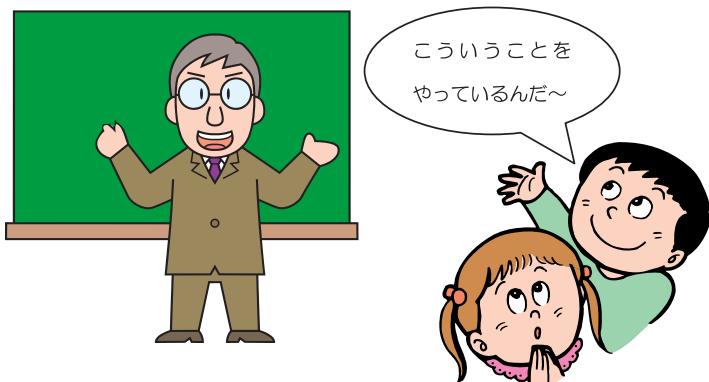
定例の委員会は年に4回、原則として6月、9月、12月、3月に開催します。また、談合情報が寄せられた場合などにはその都度開催します。

委員会の議事録って見ることができるの？

委員会の議事録は沖縄防衛局のホームページに掲載していますので御覧いただけます。

委員会において改善した事例はあるの？

今まで委員会において改善等を求められた事例はありませんでした。しかしながら委員会から改善を行うよう求められた場合には、当局としても真摯に受け止め、迅速な対応を心がけたいと思っています。



の担当者から
の一言

入札監視委員会の日程が決まると、その準備のため局内、部隊及び各委員との調整や資料作りが結構大変ですが、第三者の目で入札執行等が適正に行われているか審議していただく大変重要な場だと思いますので今後も円滑に入札監視委員会を開催できるよう頑張っていきたいと思います。

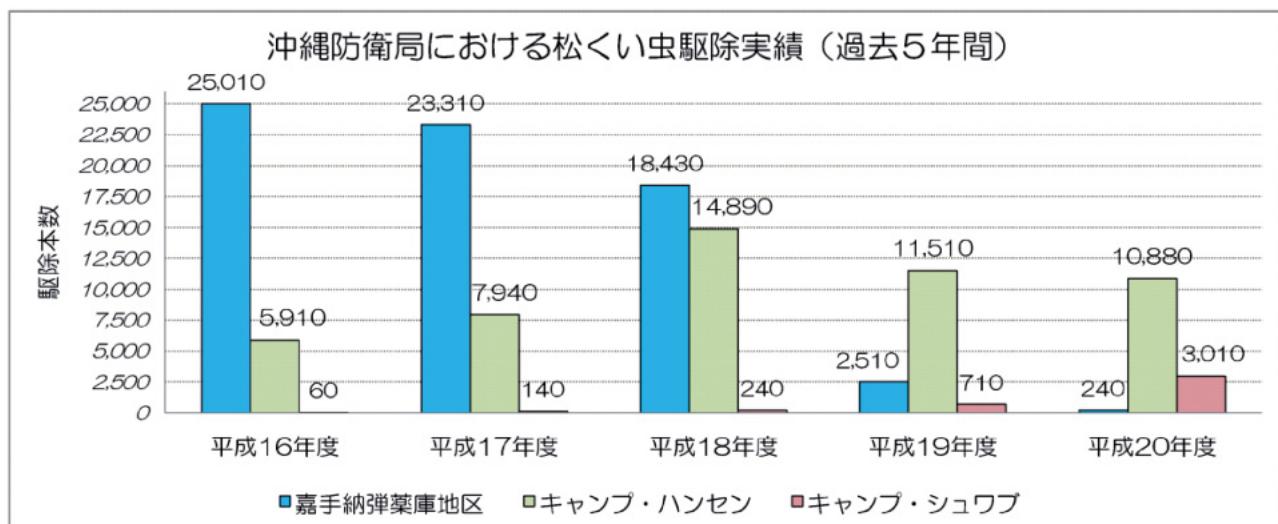
(総務部契約課 長田入札監視専門官)

沖縄防衛局の米軍基地内松くい虫対策

重要な森林資源であるリュウキュウマツを松くい虫の被害から守るため、沖縄県、米軍と連携を図り、積極的に米軍基地内（嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブの一部）において、松くい虫駆除を実施してきております。

当局が実施した過去5年間の松くい虫駆除実績を見ると、近年、米軍施設の中でも特に被害の多かった嘉手納弾薬庫地区については、平成16年度をピークとして減少傾向にあります。これは、当局がこれまで実施してきた駆除の成果が顕著に現れているものと考えております。他地区においても駆除の成果に期待しているところであります。

当局としましては、今後も松くい虫根絶に向けて、積極的に取り組んで参りたいと思います。



松くい虫の対策

松くい虫の被害を防ぐには、マツノマダラカミキリの駆除が一番です。駆除には、殺虫剤散布によるものと、枯れた松を伐木し、焼却やくん蒸することで幼虫やさなぎを駆除する方法があります。殺虫剤散布は他の動物等への影響があるため、当局では、被害木を伐木し、焼却又はくん蒸により処理しています。



被害木確認状況



被害木くん蒸状況



被害木焼却状況

駐留軍用地特措法の手続き

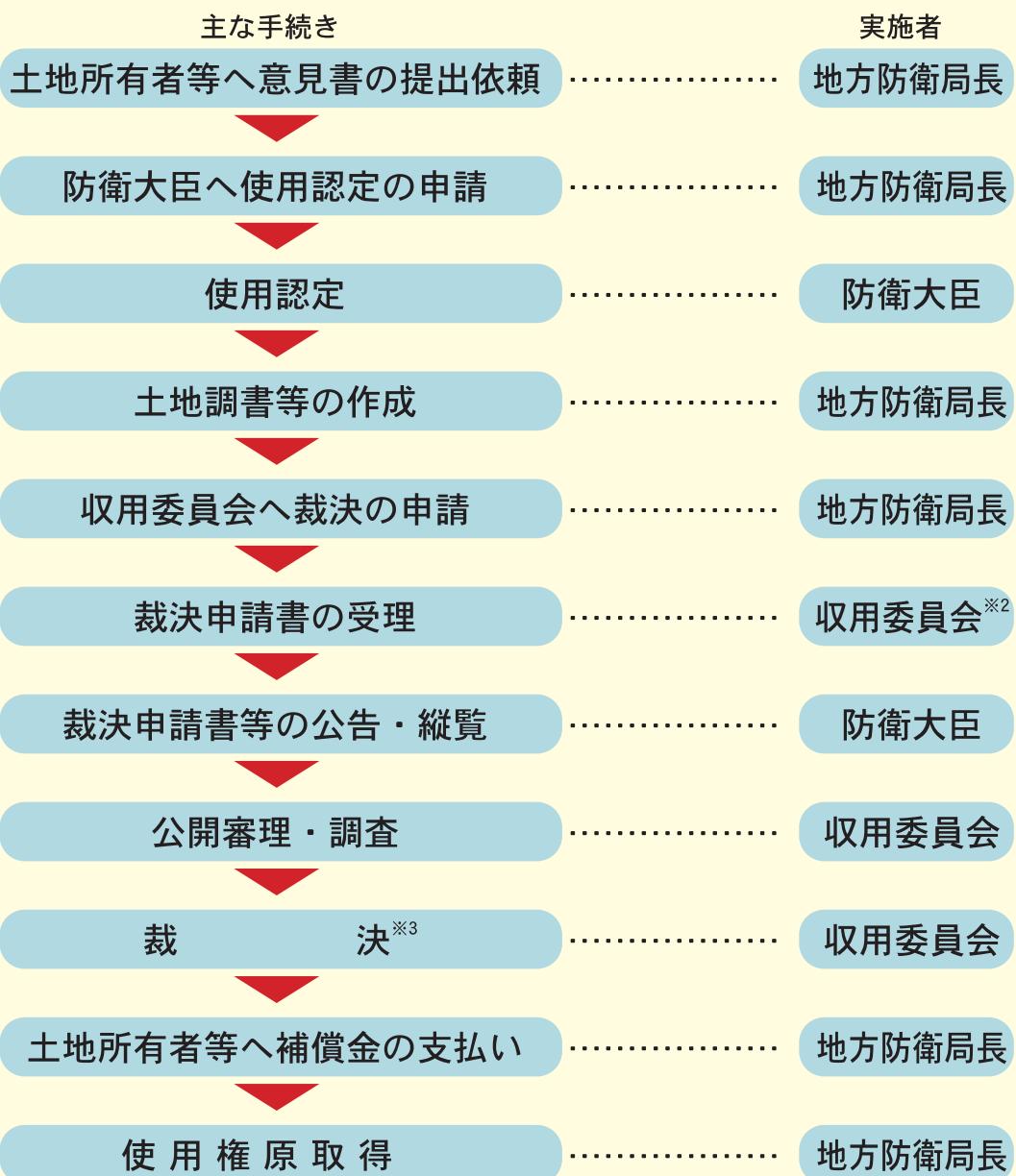
わが国の平和を守る基盤となる自衛隊と在日米軍が使用する防衛施設は、住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑に使用していく必要があります。

沖縄県に所在する駐留軍用地として提供する必要のある民公有地については、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意により使用権原を取得することを基本としていますが、契約に応じていただけない一部の土地については、駐留軍用地特措法^{※1}に基づき使用権原を取得して使用しています。

今回は、こうした駐留軍用地特措法の手続きの概要について紹介します。

※1 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」の略

駐留軍用地特措法の手続概略図



※2 収用委員会とは、地方自治法に基づき都道府県に置かれる行政委員会で、土地収用法の定めるところにより、土地収用に関する裁決その他の事務を行う機関。

※3 収用委員会へ裁決申請等をした場合で、使用期間満了日までに裁決による使用権原取得手続が完了しないときは、6月ごとに損失の補償のための担保を提供（供託）して、引き続き使用することができる暫定使用制度（駐留軍用地特措法第15条）がありますが、当局としては、使用期間満了日までに使用権原を取得するよう銳意手続きを進めていく所存あります。

駐留軍施設の用地買収

1 基本的な考え方

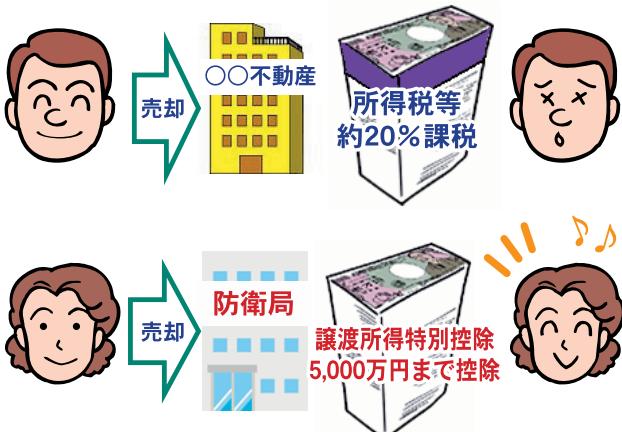
沖縄防衛局では、駐留軍施設用地として提供して頂いている土地が将来長期にわたり返還の見込みがなく、かつ、経済的事情等により、買収の要望が出された場合に、当局において買収を実施しております。

租税上の措置

駐留軍用地を国に売却した場合は、租税特別措置法第33条の4 第1項第1号により譲渡所得金額から、5,000万円までの控除を受けることが出来ます。

民間売買の場合は、売却収益の約20%が所得税及び住民税として課税されます。

国に売却した場合は、5,000万円まで非課税となります。



※詳細については当局の担当者へ
お問い合わせ下さい。

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第3課
取得補償室
電話：098-921-8131(内線526)

2 用地買収の主な流れ

買収申し立て

駐留軍施設用地の売却を要望する場合は、理由等を記載した書面を提出して頂きます。

当該地の審査

- ・土地取得後3年以上の経過
 - ・所有権の確認等
- を行います。

買収予定地の鑑定評価

不動産鑑定士により、買収予定地の適正な買収価格を決定します。

契約

土地所有者と不動産売買契約を締結します。

支払

当局が、所有権移転登記を完了した後、土地代金をお支払します。

第7回防衛セミナーの開催

沖縄防衛局では、平成22年6月24日(木)、嘉手納町の中央公民館大ホールにおいて、約120名の方々に来場していただき、第7回防衛セミナーを開催いたしました。

今回の防衛セミナーは、防衛省防衛政策局から鈴木敦夫防衛政策課長を講師として招き、「わが国を取り巻く安全保障環境」と題して講演をしていただきました。講演の中では、わが国周辺の安全保障環境として、北朝鮮、中国、ロシアにおける軍事情勢や内政事情等について詳しく説明をしていただいたほか、安全保障上の新たな課題として、世界各国で発生しているテロや核兵器・弾道ミサイルの拡散の状況等についても説明をしていただきました。

また、安全保障環境を安定化させるための取り組みとして、日本が様々な国々との間において安全保障対話や防衛交流等を行っていることを実例を示して説明していただきました。

講演終了後は、参加者と講師との間で活発な質疑応答が行われました。



鈴木防衛政策課長



主催者挨拶をする真部局長

当局がセミナー終了後において実施したアンケート調査結果によると、今回参加していただいた約8割以上の方々から、「理解できた」、「防衛セミナー開催の継続を希望する」との回答をいただきました。

また、このセミナーの模様は、翌日のNHK沖縄で紹介されました。

なお、平成22年度における防衛セミナーの開催につきましては、四半期毎の開催を考えており、次回第8回の防衛セミナーは、9月に那覇市近郊で開催する予定にしています。また、本年度におきましては、離島におけるミニセミナーの開催も検討していきたいと考えております。当局としても、参加された方が興味をもって聴講できるよう創意工夫の上、実施していきたいと考えておりますので、今後とも防衛セミナーへの参加をよろしくお願いします。

わが国周辺の安全保障環境



読谷村波平地区学習等供用施設が完成



地域住民の集会、学習、保育及び休養を目的として建設された「読谷村波平地区学習等供用施設」が完成し、平成22年7月25日に落成式典・祝賀会が開かれ、多くの波平地区住民を始め、関係者が出席し施設の完成を祝いました。

当局は、本施設の建設に当たり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく民生安定助成事業（防音助成）により、お手伝いさせて頂きました。

式典において石嶺読谷村長から「この近代的で充実した機能をもつ公民館が、新しい波平区のシンボルとして、また区民の憩いの場として末永く区民の皆様に愛され利用されるこ

とを心から願っております。公民館建設にあたり多大な助成とご配慮を賜りました沖縄防衛局をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。」とお礼の言葉を頂き、また、波平区の新城区長は「新しい公民館は、現代建築を駆使した機能、設備の申し分ない施設であります。今後この新公民館を地域のコミュニティー施設として、さらなる地域活動、文化の継承、子供達の健全育成、福祉等々区民相互の交流の場として有効に活用していく所存であります。」と述べられ、波平地区住民の地域活動の拠点として大きな期待を寄せられていました。

当局としましては、施設建設に協力させて頂いたことを喜んでいるところであり、今後とも防衛施設周辺住民の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の推進に取り組んでいきます。



防音対策課 砂川由利子です。本事業を実施するに当たり、波平地区住民の皆様方の要望に応えられるよう読谷村の担当者と調整を重ねました。特に要望の強かつた集会室について、広くて立派な集会室が出来上がり、喜ばれるものと考えております。

県産品奨励月間実行委員会来局

7月の県産品奨励月間に合わせて7月5日(月)、県産品奨励月間実行委員会の関係者総勢20名余のみなさまが沖縄防衛局を訪れ、県内企業への優先発注や県産品の優先使用について要請を受けました。

実行委員会の湧川会長による要請が行われたあと、参加者それぞれが、県内製造品目事業内容等について、自社製品、商品及び事業内容のPRを行いました。

要請を受けた渡邊将夫総務部長は、当局の入札制度における地元企業の受注機会拡大措置や、請負業者が行う資材の選定に当局は関与できないものの、品質の高い優良な材料を地元で調達できることは、建設工事の円滑な進捗、品質の確保のため有効であり、当局発注の多くの建設工事等で県産建設資材等が使用されていること、当局が必要とする物品があれば優先的に購入していきたい旨を説明。今後も、当局発注建設工事等の受注業者に対して県産品等について情報提供を行って参りたいと述べました。



総勢20名余りの要請団



総務部長に要請文を手渡す湧川会長

平成21年度沖縄防衛局における優秀工事等顕彰の実施

顕彰制度は、優秀な工事成績をあげて完成した工事等の中から、特に目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしいものを優秀工事等として選定し、顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め工事目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的としています。

今年度は、①困難な状況下にもかかわらず実施状況や成果物の内容に優れ、工期内に成果物を完成させたもの、②業務の遂行にあたって発注者や要求機関のニーズを的確に反映し優れた成果をあげたもの、③新技術を取り入れ業務目的物の品質の向上に寄与するなど先進的な姿勢が伺えるもの、④成績評定点が高得点であること、を選定基準として、更には、建築、土木、電気、機械、通信工事の各分野別の顕彰授与に配慮し、平成21年度完成事案の中から総合的な観点で選定しています。

なお、顕彰された実績は、総合評価方式等において適正に評価を与えることとしています。

請負業者の皆様におかれましては、引き続き現場を指導するなど他の模範となるように努力されることを期待しております。

平成21年度優秀工事【優秀工事及び受賞者】

- ・ シュワブ(H19)管理棟新設建築工事
(仲程土建株式会社)
- ・ 嘉手納地区(19)運動施設(429)移設機械工事
(株式会社沖縄日立)



平成22年7月7日 調達部長と受賞者及び関係者

お知らせ

アスベスト(石綿)による健康不安に係る駐留軍等労働者の健康相談窓口について

アスベスト(石綿)による健康不安に係る駐留軍等労働者の健康相談窓口を開設しています。

駐留軍等労働者及び在日米軍基地に勤務され退職された方等でアスベスト(石綿)に関するご自身の健康不良や健康不安などがある方は、次の窓口にご相談ください。

- 沖縄防衛局 労務管理管室／嘉手納町字嘉手納290-9 TEL.098-921-8131(内線603・609)
- 労務管理機構 沖縄支部／嘉手納町字屋良1058-1 TEL.098-921-5534
- 相談時間：9:30～17:00(土、日曜日及び祝祭日を除く)



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp